

■ファイル名

・ファイル名の最初に弊社指定の番号を入れてください。（例：20200101 の場合 20200101_タイトル.docx）

■特許情報の書き起こし

・書誌的事項をまとめます。記載のない項目は空欄で OK です。

<例>

掲載特許情報	https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-6722516/C19E95E9CE1AF684281CE6F6C1E008F3C8025884F39BE10EC2A14727D9197C23/15/ja
発明の名称	サーバシステム及びプログラム
出願番号	特願 2016-112925
公開番号	特開 2017-219973
特許番号	特許第 6722516 号
出願日	平成 28 年 6 月 6 日 (2016. 6. 6)
公開日	平成 29 年 12 月 14 日 (2017. 12. 14)
登録日	令和 2 年 6 月 24 日 (2020. 6. 24)
審査請求日	令和 1 年 5 月 23 日 (2019. 5. 23)
出願人	株式会社バンダイナムコエンターテインメント
発明者	恩田 明生
国際特許分類	G 0 6 Q 50/10 (2012. 01) A 6 3 F 13/35 (2014. 01) A 6 3 F 13/792 (2014. 01) A 6 3 F 13/69 (2014. 01) G 0 6 Q 30/02 (2012. 01)
経過情報	・出願審査請求後、拒絶理由が通知されることなく、特許査定となった。 ・〇〇に国際特許出願がされている。 ・拒絶されたが、意見書を提出して特許査定となった。

■解説ライティング

以下の 5 項目を記載する。

- ・特許請求の範囲の分説
- ・従来課題
- ・本発明の効果
- ・特許請求の範囲のポイント
- ・対応製品と特許請求の範囲のポイントとを照らし合わせた説明

●特許請求の範囲の分説

- ・特許請求の範囲（最新のクレームが対象。特許査定を受けたクレーム、なければ公開時のクレーム、補正がされていれば補正後のクレーム）の請求項 1 を構成要件（発明特定事項）に分説する。
- ・補正箇所の下線部は残しておく。

<例>

A：課金要素を含む所与のゲームの進行を制御するゲーム制御部と、
B：前記課金要素に係るプレーヤ毎の課金履歴を管理する管理部と、

C：前記課金履歴に基づき単位会計期間内における累積課金額をプレーヤ毎に算出する算出部と、
D：前記累積課金額が所与の上限額に到達したか否かをプレーヤ毎に判定する判定部と、
E：前記累積課金額が前記上限額に到達した到達プレーヤによる前記課金要素の購入を、前記到達から前記単位会計期間の終了までの残り期間中に制限する制限部と、
F：前記単位会計期間の開始から前記到達までの所要時間に応じて、前記残り期間における前記ゲームの進行に関わる特典を、前記到達プレーヤへ付与する制御を行う特典制御部と、
G：を備えることを特徴とするサーバシステム。

●従来の課題

・明細書の【背景技術】と、その課題（【発明が解決しようとする課題】）を端的に説明する。冗長な場合、要約する。

●本発明の効果

・明細書の「目的」と「効果」を端的に説明する。冗長な場合、要約する。
・「目的」は、【発明が解決しようとする課題】の終盤に記載していることが多い。
・「効果」は、【発明の効果】に記載されていることが多いが、外内案件だと、【発明の効果】がないときがあるので、【発明を実施するための形態】の中から、発明のポイントと対応する部分（効果）を拾ってくる。
・「効果」や「目的」が抽象的過ぎる場合は解説者の主観で追記する。

<例>

発明の〇〇〇では、・・・できる。・・・改善できる。・・・達成できる。・・・向上できる、・・・低減できる。

●特許請求の範囲のポイント

・分説したクレームについて、発明のポイントをとる部分とを解説する。
・特に補正された部分は発明のポイントとなりやすいのでは解説する。また、意見書が提出されていたら、その内容を確認して解説する。
・補正がない場合は、発明の目的・効果・課題を参酌して、作用効果を奏する構成が発明のポイントとなりやすいのでは解説する。発明のポイントが構成要件全体であればそれでOKだが、なるべく関係のない構成要件は省きたい。
・クレームの用語が分かり難い場合は、明細書から用語の具体例や定義を引用してくる。
・発明のポイントとなるような構成要件の具体的は、明細書から引用してくる。

●対応製品と特許請求の範囲のポイントとを照らし合わせた説明

・対応製品や具体例（クラファン、特集記事、ホームページなど）がある場合は、それと照らし合わせて説明する。

<例>

・発明の効果の部分は、クラファンで記載されている〇〇の部分
・クラファンで〇〇と記載されている部分は、特許の〇〇の部分とされます。